議案第47号

日野町立歴史民俗資料館分館の設置及び管理に関する条例の制 定について

日野町立歴史民俗資料館分館の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月9日提出

日野町長 景 山 享 弘

## 日野町立歴史民俗資料館分館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項 の規定に基づき、文化財の保存、活用及び郷土文化の振興を図るため、日野町立 歴史民俗資料館分館の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とす る。

(設置)

- 第2条 日野町立歴史民俗資料館分館(以下「分館」という。)の名称及び位置は、 次のとおりとする。
  - (1) 名称 日野町歴史民俗資料館分館
  - (2) 位置 日野町根雨645番地

(管理)

第3条 分館は、日野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(入館料)

第4条 分館への入館料は、無料とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。